

被疑者国公選弁護制度発足時の対応能力についての調査について

日弁連及び第7回国選弁護シンポジウム実行委員会は、被疑者国公選弁護制度発足時の対応能力についての調査（以下、「第2次アンケート」という）を、次の過程により実施した。

- (1) 2001年1月12日に日弁連及び第7回国選弁護シンポジウム実行委員会が実施した当番弁護士制度全国調査（第1次アンケート）の回答結果に基づき、2000年1月1日時点での各地方裁判所の支部に対応する会員数（弁護士数）、当番弁護士登録数、登録率をデータ化した（別紙「集計結果」中、会員数、当番登録数、％）。
- (2) 日弁連が、最高裁のデータから、各支部ごとの1999年の勾留請求件数を算出した（同「集計結果」中、勾留請求件数（地+簡））。
- (3) 日弁連が、上記勾留請求件数の30%・50%に当たる事件数を、当該支部の会員・当番弁護士登録者で担当した場合の、1人あたりの平均負担件数を算出した（同「集計結果」中、勾留請求件数（地+簡）の30%・50%を受任、会員1人・当番1人）。
- (4) 2001年7月5日、日弁連および第7回国選弁護シンポジウム実行委員会が各単体会会長に対して、上記(1)～(3)のデータをもとに、次の前提条件を設定して、第2次アンケートを実施した。

第2次アンケートの前提条件

- 1 被疑者国公選弁護制度の発足時点において、少なくとも勾留件数の30%程度の事件につき、弁護士が被疑者段階からの弁護人になることを、一応、想定する。
（なお、請求のあった件については、全て選任することとしたり、あるいは、一定年齢以下の少年については全て選任することとした場合には50%程度になることも十分に考えられる）
- 2 別途、被告人段階における国選弁護人としての活動事件や、付添人としての活動事件の負担があることも踏まえ、1人の弁護士が1年間に担当する被疑者段階からの弁護の件数は、10件程度を、一応、想定する。

第2次アンケートの質問事項

- 1 被疑者国選弁護制度が実現した場合，現在の人的体制のもとで対応可能かどうかにつき，本庁管内，および，各支部管内毎にお答えください。
 - 1，十分に対応が可能
 - 2，何とか対応が可能
 - 3，対応が困難
 - 4，対応が不可能
- 2 質問1で「十分に対応が可能」以外の回答をした地区につき，「十分に対応が可能」とするためには，どのような解決策が考えられるか検討の上ご回答ください。
(なお，増員が必要な場合には可能な限り，その人数と増員方法。また，現時点において解決策が想定されない時は，その旨と対応可能な負担件数)
- 3 制度実施にあたり必要不可欠な制度改善策（自由回答）

注意事項

前提条件1：表中「会員1人」「当番1人」あたりの受任件数を30%受任と50%受任の各場合に分けて表示されているが，これは回答をする際の参考として，前提条件1で想定した事件数を機械的に弁護士数で除した件数を示したものであり，受任の実情ではないことに注意を要する。

「制度発足の時点において」とあるが，制度発足時までの弁護士の増員や，過疎地公設弁護事務所構想等を織り込むか否かは，指定されていない。

前提条件2では，本アンケートが，被疑者段階からの弁護人受任事件の他に，各弁護士は被告人段階からの国選弁護事件，少年付添事件をも負担することを想定していることに注意を要する。

即ち，調査時点における当番弁護士の活動実態に即して，公益的な刑事弁護活動には，当番弁護士からの受任と，被告人段階からの国選弁護受任との両場面が併存することを想定し，そのうち当番弁護士については受付数（現状で，勾留請求件数の約30%）に対して原則全件受任に近い形で運用した場合を想定して回答を求めている。

したがって、従前通り国選弁護事件を負担するを前提とした上で、勾留請求件数の30%について被疑者段階から弁護を受任することの対応可能性、困難性についての回答を求めている。

(5) 第2次アンケートの結果は、別紙「集計結果」のとおりである。

第2次アンケート結果概要 (勾留請求件数30%に対する対応能力)

1, 十分に対応が可能	76	
2, 何とか対応が可能	95	
3, 対応が困難	61	
4, 対応が不可能	15	
5, その他	3	* 東京を除く

注意事項

勾留請求人員数・・・1999年

会員数, 当番弁護士登録者数・・・2001年1月1日現在

2001年1月12日に日弁連が実施した当番弁護士制度全国調査(第1次アンケート)の回答結果に基づくデータである。

会員数あるいは当番弁護士登録者数が0人の場合には, 1人と仮定して, 1人あたりの負担件数を算出した。

この仮定の計算結果には, 数字にアンダーラインを付した。

少年保護事件の観護措置数(少年鑑別所送致数)は含まれていない

網掛け箇所・・・弁護士1人が1年間に担当する被疑者段階からの負担件数が10件以上となる場合である。

「本庁と」・・・本庁と合同で対応する意味である。

「本庁で」・・・本庁で対応する意味である。

「他で」・・・他支部で対応する意味である。